午前十時一分　開議

○青木委員長＝おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

視察の準備が完了するまで、皆様はこのままお待ちください。

午前十時二分

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

（現地視察）

午後二時五十九分

○青木委員長＝委員会を再開いたします。

○　請願の取り下げについて

○青木委員長＝最初に、本委員会で審査中の令和八年八月二十七日に提出されました請第二号請願「県立学校及び体育館（避難所）へのＬＰガス仕様ＧＨＰエアコンの導入について」は、令和八年九月十五日付をもって、請願者から議長に取り下げ願の申し出があっております。これは、お手元に配付しておりますとおりのものでございます。

（請願の取り下げ願）

○青木委員長＝お諮りいたします。

請第二号請願の取り下げについて、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長＝御異議なしと認めます。よって、請第二号請願の取り下げ願については承認することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○青木委員長＝まず、甲第四十四号議案「令和八年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長＝起立者多数と認めます。よって、甲第四十四号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十一号議案「令和八年度一般会計補正予算（第三号）」中本委員会関係分を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長＝全員起立と認めます。よって、甲第四十一号議案中本委員会関係分は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○青木委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について
一、健康福祉行政について
一、男女参画・子育て行政について
一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲さまでした。

午後三時二分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子